書生耳助

法務史料
展示室だより
臨時特別号（令和8年9月）

法史見聞帖



「昭和100年」関連イベント 特別号

令和8年（2026年）は、昭和元年（1926年）から起算して満100年となります。

政府では、「昭和100年」関連施策として、地方公共団体や民間主体も含めて、全国で取組を推進しており、法務史料展示室・メッセージギャラリーにおいても、本年10月3日から「昭和100年」特集展示の一般公開を開始します。

本号は、「昭和100年」関連イベント特別号として、展示の一部を御紹介いたします。

【 法務省「昭和100年」施策における企画の趣旨 】

令和8年（2026年）に、昭和元年（1926年）から起算して満100年を迎えました。昭和の時代は、未曽有の激動と変革、苦難と復興の時代でした。

「昭和100年」を契機に昭和を顧み、先人の躍動に学び、昭和の記憶を共有することは、平成以降の生まれの世代にとっても新たな発見のきっかけとなり、幸せや生きがいを実感でき、希望あふれる未来を切り拓く機会、平和の誓いを継承し、将来にわたる国際社会の安定と繁栄への貢献につなげていく機会となると考え、政府では、「昭和100年」関連施策を推進しているところです。

「昭和100年」関連施策は、政府主催の記念式典をはじめとする「「昭和100年」の機運を盛り上げるための施策」のほか、様々な分野の歴史的遺産の収集・整理をするとともに、次の世代が活用しやすい形で保存・公開するための施策を推進する「昭和の躍動や体験を発掘し、次世代に伝承していくための施策」、そして、昭和を生きた人々の記憶を、昭和を体験していない人々も含めて共有し、未来を切り拓く力につなげるための施策を推進する「昭和を顧み、昭和に学び、未来を切り拓いていくための施策」を大きな柱としています。

法務省においては、このような「昭和100年」関連施策の取組の一環として、「法の支配」をテーマに、昭和期からの組織の変遷や戦後における「法」の確立・発展の歴史、「法の支配」を支えたプレーヤーとしての法曹の歴史や司法制度の発展に寄与した民間の力、「法の支配」の国際的発信に係る活動等を紹介する施策を実施します。

これらの取組を通じ、広く国民に現在、そしてこれからの司法制度、法務行政への理解を深めてもらうとともに、「法の支配」に係る昭和の記憶を共有し、若い世代を中心に、これからの未来を切り拓く力につなげてもらうことを、企画の目的としています。



2 昭和期の立法を支えた巨人たち

戦後復興期の民事法・刑事法の改正に関与した4名の人物像、功績、法務省との関わり等を御紹介します。



我妻 榮（民法）



團藤 重光（刑法・刑事訴訟法）



鈴木 竹雄（商法）



三ケ月 章（民事訴訟法）

3 昭和を生きた女性法曹たち ～拓く法曹への道～

昭和初期に日本初の女性弁護士となった三淵嘉子（後に判事）、久米愛や中田正子を取り上げ展示することにより、戦前から戦後にかけて活躍した法曹の事績をたどります。



4 「法の支配」を支える民間の力 ～更生保護の歩み～

戦後復興期の制度から地域連携への発展など、制度全般の歴史に加えて、「社会を明るくする運動」をはじめとした民間団体等との連携を御紹介します。



5 「人」の育成を通じた「法の支配」の推進 “法制度整備支援”を通じた「法の支配」の推進

国連アジア極東犯罪防止研修所（UNAFEI）による刑事司法分野の人材育成等の活動及び法務総合研究所国際協力部（ICD）による法制度整備支援等の活動のほか、国連犯罪防止・刑事司法会議（コングレス）における活動等を御紹介します。





6 赤れんがの記憶

赤れんがの誕生、昭和の改修の模型など、赤れんがに関する建築史料の展示を御紹介します。



昭和100年 1926——2026

「昭和100年」ポータルサイト

（内閣官房HP）　（法務省HP）

法務史料展示室・メッセージギャラリー

（法務省HP）

公 開 日：月曜日～金曜日（土日、祝日等はお休み）
公開時間：10:00～18:00（入室は17:30まで）
※第3金曜日は10:00～16:00（入室は15:30まで）
入 場 料：無料
所 在 地：東京都千代田区霞が関1-1-1
法務省赤れんが棟

発行：法務省大臣官房司法法制部

【「昭和100年」特集展示について】

ふれる、たどる、つなぐ　～法務省と昭和100年の歩み～

1　昭和期からの組織の変遷や戦後における司法制度の発展について

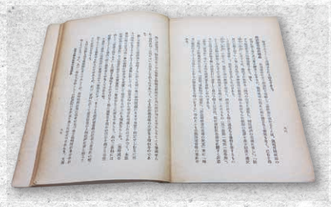
昭和の幕開けと司法を取り巻く状況、戦後の混乱から復興に至る過程、法務省の誕生と発展、「法曹」の歩みなどを取り上げるとともに、「赤れんが棟」が見つめてきた昭和100年の歴史について御紹介します。

昭和の幕開けと司法の危機　ー戦火の中で「法の支配」を求めてー

『官報 昭和17年2月24日』裁判所構成法戦時特例公布
『戦時刑事特別法 戦時民事特別法 裁判所構成法戦時特例解説』

戦時特例は複数回定められるが、ここに示すのは昭和17年のもの。戦争の激化により、人的、物的資源が日々不足する状況下、17年の戦時特例では、第3条で民事、第4条で刑事について控訴審を実施しない事件を定めた。そして翌年には民事刑事を問わず、全ての事件について二審制が採用された。



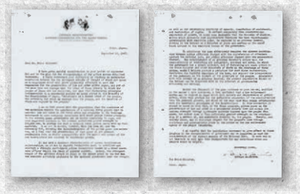


戦後の混乱から復興へ　ー法の支配の発展の世紀ー

「昭和22年9月16日来翰（「マッカーサー」元帥発）（警察制度返信）」（複製）（資00058100-01100）、国立公文書館デジタルアーカイブ

この書簡は、昭和22年（1947）9月3日に片山首相からマッカーサー宛てに非公式に提出された警察制度改組計画を受けて送られたものである。マッカーサーはこの書簡において、GHQの意見を伝達した。同年12月に制定された警察法（昭和22年法律第196号）は、ここで示された改革方針に基づいて起草されたという。

書簡の後半では、過去の日本警察の欠点として、犯罪捜査や犯人の逮捕、治安維持に関係のない多くの行政的機能を有したことが指摘されている。また、司法行政制度改革の必要性や、法務総裁および法務庁の設置が示された。



『司法法制審議会資料等 上』

法務図書館に収められている、司法法制審議会の関係資料。展示部分は昭和21年7月12日に開催された第一回総会の配付資料で、第2小委員会が民法や戸籍法を扱ったことや、我妻榮が委員に加わっていることを確認できる。



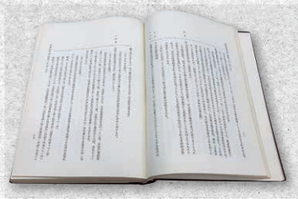
ー法の支配の礎を築くー　法務省の誕生

『法務沿革誌　第一巻』

法務省の所管事項とその関連事項のうち、重要なものを掲載している『法務沿革誌』は、法務行政の歴史的な経過が体系的に記された編年体の公的資料であり、現在は第九巻に至っている。

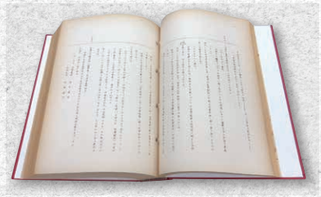
第一巻が、日本国憲法が施行された昭和22年5月3日の記録から始まっているのは、日本国憲法の施行とともに、制度上、最高裁判所が発足したことに応じ、司法省の性格が変わったことから、それを画期として法務行政の歴史を記すという方針に基づくものである。このため、司法省に代わって法務庁が設置される以前の記録も収録されている。

展示されているのは、法務庁が設置された昭和23年2月15日の記録である。



『法務沿革誌案　第二次案』

『法務沿革誌案　第二次案（昭和二十二年五月三日から昭和二十七年七月三十一日まで）』は、『法務沿革誌』を作成する過程で作られた。『法務沿革誌』は戦後の司法制度を通覧し、調査、研究するための「土台」になるといっても過言ではない。その「土台」が整えられる過程で作られた『法務沿革誌案』は、歴史あるいは歴史認識がいかに形成されるかを考えるうえでも興味深い素材といえる。



ー戦火を越えてー　「赤れんが」が見た昭和100年

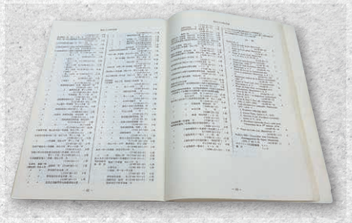
『霞ヶ関100年 中央官衙の形成』公共建築協会

終戦後に撮影された霞ヶ関付近の惨状。写真中央上部に赤レンガ庁舎が写っているが、外壁を残し内部は全焼した。隣接する「司法研究室」が焼け残ったのは奇跡というほかない。赤レンガ庁舎の並び、現在の東京高等・地方・簡易裁判所合同庁舎の場所には大審院があるが、これも外壁を残すのみであった。桜田通りをはさんで警視庁、内務省が並び立つ。これらは多くの部分が焼け残った。しかし、内務省の隣（写真では下側）の外務省は、昭和20年5月25日の空襲で全焼した。



「戦災焼失図書」

昭和48年、法制史学者の手塚豊博士によって撰定、調製された『法務図書館所蔵貴重書目録（和書）』の末尾に付された、昭和20年7月の甲府空襲で失われた貴重書の一覧。『大村兵部大輔一件（大村益次郎襲撃事件）』、『広沢参議横死一件』、『佐賀暴動一件』など、明治初期の著名事件記録も多数含まれる。殆どが写本だが、原本も多くは司法省庁舎とともに灰燼（かいじん）に帰した。



「法曹」の昭和100年

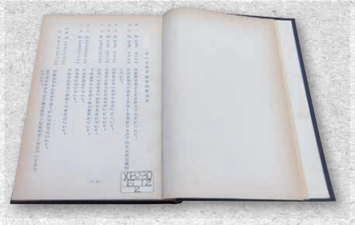
『司法法制審議会資料等 下』
「検察庁法要綱案」

昭和21年1月31日、司法省において「検察庁法要綱案」が作成され、検察庁法の制定作業が本格的に始まった。同年7月からは司法法制審議会第1小委員会において審議が進められ、「検察庁法要綱案」も繰り返し練り直された。ここに展示されているのは8月9日付のもので、後の「検察庁法案要綱」とは内容が異なっている。



『司法法制審議会第一小委員会議事要録』
「第一小委員会審議経過表」

本議事要録は、『司法法制審議会資料等』とともに、司法法制審議会第1小委員会での審議の様子を伝える貴重な史料である。見開きで展示したページには、この小委員会においていつ何が議論されたかが日を追ってまとめられており、審議経過の詳細を知ることができる。



民間の力、そして世界へ　ー次代へつなぐ法の支配の進化ー

『BBS運動発足40周年記念誌』日本BBS連盟
『BBS運動発足50周年記念誌』日本更生保護協会（表紙）

昭和62年は、BBS運動発足から40年の節目にあたり、『BBS運動発足40周年記念誌』が刊行された。記念誌には、戦後から昭和末期までのBBS運動・各地区会の歴史が記録されている。なお、会員数やともだち活動の件数が最も多かったのは、昭和40年代であった。

右頁左上に、パネルで紹介した神田多恵子が日本BBS連盟副会長に選任された当時の写真がある。





「犯罪の防止及び犯罪者の処遇に関するアジア及び極東研修所を日本国に設置することに関する国際連合と日本国政府との間の協定」（複製）

本協定は昭和36年3月15日に締結され、同年6月5日に公布された。同協定の第一条には「犯罪の防止及び犯罪者の処遇に関するアジア及び極東研修所は、この協定の規定に基づき、（中略）日本国に設置される」と記されており、本条に基づいて設立されたのが、国連アジア極東犯罪防止研修所である。

